

【史料】

式法帳と「町」規約

—京都二条烏丸東玉屋町 銅駝会文書所収史料—

奥田 以在

本稿において紹介する「式法帳」と「町」規約は、本号別掲の「銅駝会文書について—京都同業者町の文書群—」に目録が収録されている銅駝会文書中のものである。東玉屋町および銅駝会に関しては、そちらの解題を参照いただきたい。

「式法帳」は、明治二（一八六九）年に作成された「式法」と地所・屋敷売買の記録から成っている。明治二（一八六九）年は「第二次町組改組」が行われた年であり、二条通を挟んだ北側の玉屋町と南側の東大黒町が合併し東玉屋町が成立した。その際に、東玉屋町としての「式法」を取り決めたものと思われる。内容は、買得、帳切、家督譲りの際の披露料を細かく記し、各家の軒役を記している。つまり、「町」自治に関する費用を、新たな町として出発するにあたり、取り決めたのである。また、組町席順は町組における各町の位置付けが何い知れるものであり、興味深い。

次に地所・屋敷売買について考えたい。近世期において地所・屋敷の売買は、「町」における家持人の変化を伴うことであり、言い換えれば「町」の主たる構成員を決定する問題であるため、「町」によっては職種規制を設けるなど、注意深く行われたものであった。このような問題が「式法」とともに記されていることは、明治期にあつてなお、地所・屋敷売買が「町」にとって重要な問題であつた事を示しているとも言えよう。

この「式法帳」に収められている土地売買の売り先を見ると、不明なものも少なくないが、確認できるものの中で多数を占める、秋野ノ町・東玉屋町・大恩寺町・冷泉町・蛸薬師町は、いずれも二条通に面しているか、二条通りを上ル町もしくは下ル町であり、

近世後期のいわゆる「二条」という、薬種商が地縁的同業的關係を築いていた地域に属している。また、請人については、住所が確定できないものも多いが、仁王門町、蒔絵屋町、大恩寺町、秋野ノ町、東玉屋町など「二条」に属する町名が多数確認できる。つまり、東玉屋町の地所・屋敷売買における信用が近世以来の薬種商の地縁的同業的關係によつて保証されていたと考えられる。

次に、個別の事例として、明治三三(一八九〇)年の「町」持ちの地所・建物が総代であった森平三郎に仮売却され、それが同年に小林元七へと売却されている事例は非常に興味深いものである。小林元七は、「町」の用人を勤めていたが、明治二二(一八七九)年に東玉屋町では用人が廃止された。次にあげるのは、用人が廃止される際、生活費として金三〇円を「町」から貰い受けた時のものである。

一札之事

一 私儀是迄御町用相勤罷在候処、御一新後御用人等之者、他町ニ而者御廢止之向茂俣在之候処、我共御陰ヲ以今日迄御世話ニ相成居候、然ルニ近來御町中ニ物入多分相懸リ候ニ付而者、今般御町中ニ御仕法ヲ被相建、依之我一先用人之廉ヲ廢止ニ可致様被仰付、此上者一言之御頼様も無之、速ニ御受申上候、然ルニ私共差当り取続方ニ当惑仕候間、段々入訳ヲ以御頼申上候処、御一流様承知被成下、為涙金金三拾円被下、難有頂戴仕候上者、我家内ニ至迄奉祝入候、此後ニ至リ御無心ケ間敷義者勿論、聊御迷惑相懸ケ中間敷候、為後日之一札、依而如件

明治十二年六月

小林元七

東玉屋町

御町中

小林元七はこの後、町会所に借家して東玉屋町に住まい、荒物・理髪業を営んでいた。その町会所は総代に仮売却された後、明治三三(一九〇〇)年に小林へ売却されている。つまり、こういった「町」持の地所・屋敷が総代に仮売却され、総代が用人であ

った人物に売るといふ売買は、借屋人である用人が家持へと定着していく姿を示しているのではないだろうか。

次に「町」規約について述べておきたい。そもそも「町」規約とは各「町」ごとに作成され、「町の構成員全体がしたがうべき規則として明文化されたもの」³⁾であり、政治的な変化、「町」に内在する要因に合わせて改正されてきた。したがって、規約には「町」自治の実態が内包されているという事ができる。

東玉屋町に残されている規約は、明治二八（一八九五）年の「東玉屋町々則」が最も古いものである。これは、「町」組織（役職、集会）に関する規定、「町」自治（祭、披露料、葬式会葬、急達箱の即時順達、散水）に関する規定、行政（軍事・衛生予備費、国旗及び提灯点燈、入退業者の祝送・歓迎）に関する規定、罰則規定から成っており、「町」が行政との関りを意識しつつも、自治的機能を依然として有していた事が伺える。

その後、明治三〇（一八九七）年七月に、「東玉屋町別則及経費予算案」が作成されているが、内容は主に「町」における不働料の徴取方法に関する申し合わせである。この史料の後半部分には、明治三〇（一八九七）年、一年間の「町」にまつわる費用が記しており、「町」における当時の大まかな金銭の出入がわかる。

明治三〇（一八九七）年一月には、公同組合の設置にともない、「上京区第廿三連合東玉屋町公同組合設置規約」、「上京区第廿三連合東玉屋町公同組合細則」「東玉屋町内規」が作られている。「設置規約」は、行政から布達されたものと同様であり、組織に関する記載に終始している。一方、「細則」と「内規」は二つの内容を合わせると、明治二八（一八九五）年の「東玉屋町々則」と内容がほぼ合致する。つまり、「設置規約」は行政を意識したものであり、「細則」及び「内規」は従来の「町」自治を意識したものであったということが出来る。そして、これら三つの規約は、相互に関連し一つのセットとして作られていた。つまり、史料目録の解題でも述べているが、この年に三つの規約が作成されたことは、公同組合設置に際して「町」が行政を意識しつつも、旧来の家持層を核とした自治を維持しようとしたことを表していると言えよう。

明治三二（一八九九）年には「細則」が改正され、「上京区第二十三連合東玉屋町公同組合規約細則」として作り直された。この時は、条項が多少追加修正されたほか、さほど大きな改正は行われていない。明治三四（一九〇一）年に再度「細則」が改正さ

れ、「上京区第二十三連合東玉屋町公同組合規約細則」となり、組合長資格から土地所有による制限条項が撤廃されたのは本号別掲「銅駝会文書について―京都同業者町の文書群―」の解題に記した通りである。

大正一二(一九二二)年には、上記「設置規約」と「細則」が共に改正され、前者は「上京区第二十三連合東玉屋町公同組合規約」、後者は「東玉屋町公同組合規約細則」となった。「設置規約」は、概ね従来ものを踏襲してはいるものの、これまで「細則」に記載されていた集会に関する規定が、明記されている。一方、「細則」にはこの集会に関する条項がなくなった。つまり、この二種類の規約は、従来の行政向きの「設置規約」と「町」自治としての「細則」という立場から、両者が合わさる事によって一つの規約としての意味合いを有すように変化してきていると言いうことができる。この点は、「町」と行政の関係、「町」と公同組合の関係の変化を考える上で非常に興味深い点である。また、この年の規約でも組合長資格において土地所有による制限条項の撤廃が継続されたほか、これまでの家持層からなる協議員が置かれなくなり、「町」運営が、これまでの家持層による運営から、借家人をも含んだ住民による運営へと大きな転換を遂げたのである。

(1) 安国良一「近世京都の町と家屋敷所持」(『日本史研究』第一八二号、一九八六年) 参照。

(2) 中野卓「商家同族団の研究」(未来社、一九六三年)三三九頁に近世後期の「二条」を地理的に捉えた図がある。

(3) 京都市歴史資料館編『町式目集成』(京都市歴史資料館、一九九九年)二頁より引用。

(凡 例)

- 一 史料の復刻にあたり、漢字は常用漢字を原則とした。
- 一 略字・合体字などについては、すべてひらがな・カタカナ・常用漢字に直した。
- 一 判読不能な文字に関しては、文字数を□で示した。字数がわからないときは「」で示した。
- 一 抹消箇所は、抹消された文字の左傍に々を付し、訂正されている場合は、その右傍に訂正された文字を付した。長文にわたる抹消および後筆は「」で括り収録した。
- 一 読みやすくするため、適宜読点を付けた。
- 一 注記に関してはすべて「」を付した。

一 「式法帳」

〔表紙〕
明治二年□□月改正

式法帳

「 』」

法

御大政御一新被仰出候趣ハ勿論、從御政府之御下知堅相守可

申候事

此度北南両町一躰壹町ニ可相成候様蒙御沙汰、永和順談合可

仕候事

毎月二日判取不正相糺合可仕、且亦御定目通堅相守可申事

〔抹消〕
一 町儀式法左之通

買得高金拾兩二付

金二歩

右者、十分卷門代会所普請手当金・名前披露出銀等

不残廃止候二付、

町中御一新ニ寄合之上相定候事

買得之節

乍議事者

年寄

五拾疋

議事者

同

同

同

吹拳人

同

右高百五十兩ま而百五十兩より

各百疋宛其金代不及増ニ

用人 人別壹人ニ壹朱宛

前文高より二朱宛

親方番人勝手次第

外二手間料 一朱□斗□遣

筆工 勝手次第

帳切之節

披露 赤飯 にしめ

右御茶斗

讓之節

年寄議事者へ一朱宛

外二年寄へ一朱別臨増候事

用人心付 一朱遣ス

外ニ手間料一朱

一 年寄酒二升
一 五頭ハ壹升

「 貳百文六兵衛

右之外隣家ハいおり成歎又者万十

右無滞買得諸願向相濟候上ハ、盃鹿末ニ而不苦、勝手ニ御差

出可被成參候、吹拵人より相談之事

譲リ盃買得之仁ハ其儀ニ不及候、代替リ節ハ、家督披

露金之外ニ役中三人丈鹿末ニ而相勤可申事

右之通ニ寄合相定申以上者、相増候事ハ勿論、外ニ名ヲ付差
出金一切請取申問敷、尚買得代金内外相違儀堅無用可為、物
而式法相崩シ不申様一同連印致候、依而証如件

明治二年巳二月二十八日

乍議事者役

長兵衛印

家督 養子

顔□□ 名代

妻并ニ後妻 隠居并ニ禪門

不勤料 借地并ニ借家

右者半季毎ニ

死後讓 各町納金百疋宛

不勤料之外用人江壹朱

一 借家出銀入用書

改壹朱□

一 町銀五百匁

御請人者 いおりか万十成歎思召

可被成事

用人金壹朱外ニ日手間料心まかせ

年寄

議事者

同

前役中

同

同

同

重郎兵衛印

卯八印

源助印

新兵衛印

市右衛門

喜兵衛印

金兵衛印

万助印

平兵衛印

	弥七郎 [㊦]	壹軒役	二条通烏丸西入南側一軒目
	作次郎	町中持家	
	代 伊兵衛	壹軒役	同二軒目 家建二軒二成
	繁次郎 [㊦]	廣瀬屋寿み	
	代 儀助	壹軒役	同三軒目 表家建四軒目二成
	秀治郎 [㊦]	升屋作治郎	
	代	貳軒役	二条通烏丸西江入南側四軒目
	志津 [㊦]	小西屋新兵衛	
	代 五三郎	同五軒目	
	善兵衛	井筒屋万助	
	信之助	壹軒役	同六軒目
	いと	吉野屋卯八	
	正七	同七軒目	
	す美	枳屋繁次郎	
	代 安次郎	壹軒立家有之兩替町二条下ル丁支配地	
	り幾	東玉屋町口明料半季每二百疋宛奥二記	
	代	半軒役	二条通烏丸西江入北側一軒目
	喜兵衛	烏丸町家建	有之表敷二軒目二成
	抱屋敷	松屋喜兵衛抱屋鋪	
町中持同二ヶ処		同	同

二軒役

同三軒目

壹軒役

六軒目

井筒屋長兵衛

井筒屋正七抱屋鋪

壹軒役

二条通烏丸西江入北側四軒目

外二半軒役口明料御差出シニ可成候事

松屋喜兵衛

壹軒役

同南側壹軒目

壹軒役

五軒目

壹軒役

小西屋市右衛門

小西屋金兵衛

壹軒役

二軒目

壹軒役

六軒目

壹軒役

井筒屋り幾

小西屋糸抱屋鋪

壹軒役

三軒目

壹軒役

七軒目 両替町角二成

壹軒役

町中持地

升屋重郎兵衛

壹軒役

四軒目

壹軒役

二条通両替町西北側一軒目

二軒役

井筒屋志津

小田原屋弥七

二軒役

五軒目より七軒目迄

壹軒役

同式軒目

壹軒役

守松屋秀次郎

葉屋平兵衛

壹軒役

半軒役

同三軒目

合式十七軒役ニ相定有之候

龜甲屋信之助抱屋鋪

外二

半軒役

烏丸町口明料 井筒屋長兵衛之出

一軒半役

二条通両替町西入南側四軒目

同

室町二条上ル町同 井筒屋正七之出

小田原屋善兵衛

同

両替町より之出 沈香屋正助之出

壹軒役

五軒目

依御頼半季每二百疋宛ニ相定

葉屋源助

守松屋秀次郎

依不勤半季每二百疋出 井筒屋利幾

廣瀬屋すみ

上京式十五番組

組町席順記

寄合当番〇之中ニ記ス

床

景年中

景年中

⑩ 田舎真砂下

丁ル下路小冊

同御池下ル丁

虎屋町 ⑪

⑪ 田舎真砂下

丁ル下路ヲ池

新町三条上ル丁

町頭町 ⑫

⑫ 田頭

丁ル下路二冊

烏丸押小路下ル丁

二条殿町 ⑬

⑬ 田ノ中

丁ル下路小冊

室町御池下ル丁

円福寺町 ⑭

⑭ 大寺園

丁ル下路西町

衣棚三条上ル丁

突抜町 ⑮

⑮ 秋野

丁ル下路二丸

二条より三条迄

両替町 ⑯

御貸地 ⑰

室町二条下ル丁

⑮ 蛸薬師町

⑯ 田舎真砂下

丁ル下路二冊

同押小路下ル丁

⑯ 御池ノ町

⑰ 田舎真砂下

田舎

同姉小路下ル丁

⑰ 役行者町

烏丸姉小路下ル丁

⑰ 場之町

明治二年

至 従巳二月中旬

中年寄 志水茂助

同

明治四未年八月より

添 畑嘉兵衛

同

畑嘉兵衛

副区長 山口仙之助

定

此度尚亦改正二付、町分入目金前條相定候得共、一切請取申

間敷候事

明治四未年正月

前條町中申合

明治五年壬申從八月

区長 山口仙之助

副長 小野助二郎

右之通被仰出候事

上京第二拾八区東玉屋町四百九拾番地

表口八間六尺三寸五分

裏巾壹間三尺五寸

沽券号五百十二番
上京第廿八区東玉屋町五百十五番地

上京第廿五区柳五町目式百廿四番
地之内拾貳番戸守山豊三郎方同居

表口三間貳尺三寸六分

近江国蒲生郡市部村

奥行六間四尺五寸

持主 守山太兵衛

裏巾三間貳尺三寸六分

持主 廣瀬 寸美

右同町四百九拾貳番地

奥行十卷間七寸

表口壹間半

同

此坪数三十七坪四合

裏巾壹間

持主 右同人

沽券金拾壹円貳貳錢

奥行九間四尺貳寸五分

明治十年六月廿四日、右地所卷ヶ処岩井幸七江代金百貳十円
二而町限二相成申候、尤買得二付左二

右地式ヶ所明治十年九月三十日、上京第廿九区曇華院前之町
前川市兵衛江代金拾三円八拾三錢二而買得相成、尚右四百九
拾番地二在之建家三ヶ所代金八拾六円拾七錢二而同人買得相

成

成候

建家

表口貳間四尺三寸 裏巾

奥行貳間五寸

建坪五坪五合三勺

表口貳間四尺三寸 裏巾

奥行貳間五寸

建坪五坪五合三勺

表口三間四尺四寸 裏巾

奥行三間貳尺

建坪十二坪壹合六勺

右之通地所・建家共守山太兵衛より前川市兵衛江壳渡有之付、町中立会取引相濟、依而捺印左之通り

明治十年九月三十日

売主 守山太兵衛㊤

買主 前川市兵衛㊤

上京第廿三区亀屋町

売請人 永井太郎右衛門㊤

買請人 早田 平助㊤

戸長 小谷五三郎

上京第廿八区東玉屋町南側五百拾六番地

表口貳間四尺八寸

裏巾四間壹尺八寸五分

奥行拾間六尺三寸

此坪三拾貳坪六合

右之地壹ヶ所明治十年十一月、同区秋野之町小野伊兵衛江代金九円七拾八錢ニ而買得、就而者右地所ニ在之建家・物置代金八拾貳円七拾貳錢ニテ同斷買得相成候

建家壹ヶ所

表口壹間三尺八寸

奥行壹間四尺五寸

此坪貳坪六合八勺

物置壹ヶ所

表口貳間壹尺七寸

奥行壹間六尺

此坪貳坪四合七勺

右之通地所壹ヶ所・建家壹ヶ所・物置壹ヶ所共、小西源助より小野伊兵衛江壳渡候ニ付、町中立会之上取引相濟、依而証印左之通り

明治十年十一月

同区秋野之町

売主 小西 源助^印

売請人 谷田孫兵衛^印

売渡請人 小西金兵衛^印

買主 山村 太七^印

買主 小野伊兵衛^印

上京区第廿九区観音町

上京第廿四区蒔絵屋町

買請人 小野 文助^印

買請人 上羽 ち加^印

戸長 小谷五三郎

戸長 小谷五三郎

上京区第貳拾八区東玉屋町南側四百九拾八番地

上京第貳拾八区東玉屋町南側四百九拾八番地之内

表口三間七寸

巽之方二而

裏巾五間五寸五分

東西式間三尺五寸

持主 山村 太七

奥行八間貳尺貳寸

持主 小谷 志津

此坪數 六坪三合〔貼紙〕「明治十一年七月書替願六坪三合七

此坪數 三十壹坪貳合

勺一

沽券金九円三拾六錢

御券金壹円八拾九錢也〔貼紙〕「明治十一年七月書替願金壹円

右地所々々所明治十一年三月七日、同区同町山村太七江代金

九円三拾六錢ヲ以買得相成候、右之通小谷志津ヨリ山村太七

江壳渡候ニ付、町中立会檢見受渡シ相濟、依而証印左之通

明治十一年三月

売主 小谷 志津^印

相違之候、以上

明治十一年戊寅三月七日

地所建物売渡之証

一金貳百九拾円也

内訳

金拾七円六拾四銭

上京区第廿八組東玉屋町四百九十八番地

宅地

壹ヶ所

此坪数 四拾七坪六合七勺

地価金 拾七円六十四銭

右

金貳百七拾貳円三拾六銭

右地所ニ建設有之廿番戸

建家

三棟

此建坪式拾五坪八合九勺

内 廿式坪八合九勺二階建

三坪

平家建

売主 山村 太七^印

売受人 上羽 千嘉^印

買主 小西市兵衛^印

買受人 小西金兵衛^印

土蔵

此建坪五坪

但シ 三階建

建坪合計 三拾坪八合九勺

但シ別紙墨引絵図面之通り

瓦葺木造釘付造作有姿之俣一式

右

右之地所并建物トモ是迄拙者所有之處、今般其許殿江売渡シ該代金前書之通正ニ受取申候処確實也、然ル上ハ右地所・建家売渡し候ニ付、親類縁者其他地境故障等毫モ無之、自然彼是申出候者有之節ハ、速ニ埒明ケ其許殿江聊迷惑相掛ケ申間敷候、為後日地所建物売渡証書如件

明治廿年十二月十四日

上京区第廿八組東玉屋町廿番戸平民

売渡人 小西金兵衛

^(株)同区同組同町廿四番戸平民

証人 小西 米助^一

河合久兵衛殿

右之通町中立会帳切無滞相濟、依テ証印左之通り

明治廿年十二月十四日

右之通り町中立会帳切無滞相濟、依テ証印左之通り

上京区第廿八組東玉屋町

売渡人 山村 多七[㊦]

同区同組大恩寺町

売受人 上羽 新七[㊦]

買主 山村 善助[㊦]

買受人 半井 万助[㊦]

吹拳人 森 平三郎[㊦]

地所売渡之証

一金拾円八拾三錢也

上京区第廿八組東玉屋町四百九拾番地

宅地

壹ヶ所

此坪数廿九坪式合七勺

地価金拾円八十三錢

地所并二建家売渡証

上京区第廿八組東玉屋町四百九拾八番地

一 宅地 四拾七坪六合七勺

地価金拾七円六十四錢

右地所二建設有之第廿番戸

一 建家 三棟

此建坪数 式拾五坪八合九勺

内式拾式坪八合九勺 二階建

三坪 平屋建

土蔵 壹ヶ所

此建坪数 五坪

右之地所是迄拙者所在之處、今般其許殿へ売渡之該代金前書
之通り正ニ受取申候処確實也、然ル上ハ右地所ニ対シ親族縁
者其他地境故障等毫トモ無之、自然彼是申出候者有之節者、
速ニ埒明ケ可申候、為後日地所売渡証書依テ如件

明治廿年十二月十四日

上京区第廿八組東玉屋町八番戸

売渡人 山村 多七

山村善助殿

但シ三階建

但シ右建物ニ附属スル造作釘打もの、其他悉皆有
姿之俣

右売渡代金貳百九拾円也

右之地所・建もの共是迄拙者所有之處、今般其許殿江該代金
前書之通り正ニ受取申候処確實也、最右地所・建物売渡ニ付、
親類縁者其他地境之故障等毫毛無之、自然彼是申出候者有之
候共、速ニ埒明其殿江聊御迷惑相掛申間敷候、為後日建物地
所売渡証依テ如件

明治廿一年三月十四日

上京区第廿八組大恩寺町廿五番戸

売渡人 河合久兵衛

上京区第廿四組夷町十六番戸

岩井幸七殿

右之通り町中立会帳切無滞相濟、依テ証印左之通り

売渡人 河合久兵衛

売渡人 掛見 繁松

買主 岩井 幸七

買受人 谷沢嘉兵衛

吹拳人 森平 三郎

地所建物売渡証

上京区第廿八組東玉屋町五百五番地

一 宅地四拾九坪五合九勺

地価金 拾八円三拾五錢

此売代金 拾八円三拾五錢

右地所ニ有之

一 建物 五棟

此建坪数 三拾坪五合

但シ天井敷鴨居床扱椽側雨戸ノ廻り敷石類、総テ
造作悉皆有姿之俣

此売代金 四百六拾壹円六十五錢

売代金合計金 四百八拾円也

右之地所・建物共我等所有之處、今般其許殿江売渡シ該代金
前書之通り正ニ受取申候処実正也、然ル上ハ右売渡ニ付、親類
其他何方ヨリも故障等申出候者一切無之候、為後日売渡証書
依テ如件

明治廿一年四月廿一日

下京区第三組七観音町

小谷五三郎

谷田孫兵衛殿

右之通町中立会帳切無滞相濟、依テ証印左之通り

明治廿一年五月七日

売渡人 小谷五三郎[㊦]

売受人 小谷忠兵衛[㊦]

買主 谷田孫兵衛[㊦]

買受人 小谷忠兵衛[㊦]

吹拳人 森 平三郎[㊦]

地所建物売渡証

京都市上京区二條通室町東入東玉屋町第四百八拾三番地

一 宅地 三拾八坪五合八勺

地価金 九円六十四錢五厘

右地所建物有之

一 建物 三棟

此建坪数 拾三坪

但シ平家建右建物ニ附属スル造作釘打もの其他

悉皆有姿之俣

右売渡代金八拾円也

右之地所・建物共是迄拙者所有之处、今般其許殿江売渡し該

代金前書之通正ニ受取申候処確實也、最右地所・建物トモ売

渡ニ付、親族縁者其他地境之故障等毫モ無之、自然彼是申出

候者在之候共、速ニ埒明ケ其許殿江聊御迷惑相掛ケ申間敷候、

為後日地所建物売渡証書如件

明治廿二年十月十二日

京都市上京区東洞院通三條上ル曇華院前町

前川市兵衛

京都市上京区二條通室町東入東玉屋町

木村喜助殿

地所建物売渡証

京都市上京区二條通室町東入東玉屋町第四百八十三番地之内一

一 宅地拾五坪四合六勺

地価金 三円八十六錢

右地所ニ建設有之

一 建物 壹棟

此建坪数十四坪三合三勺

但ニ階建、右建物ニ附属スル造作釘打物其他悉

皆有姿之俣

右売渡代金六拾円也

右之地所・建物共是迄拙者所有之處、今般其許殿江売渡し該代金前書之通り正ニ受取申候処確實也、最右地所・建物トモ売渡ニ付親族縁者其他地境之故障等毫毛無之、自然彼是申出候者在之候共、速ニ埒明ケ其許殿へ聊御迷惑相掛ケ申間敷候、為後日之地所売渡証書依テ如件

明治廿二年十月十二日

京都市上京区東洞院通三條上ル曇華院前町

前川市兵衛[㊦]

京都市上京区二條通室町東入東玉屋町

早川万次郎殿

右之通町中立会帳切無滞相濟、依テ証印左之通り

明治廿二年十月十二日

売渡人 前川市兵衛[㊦]
売受人 半井 万助[㊦]
買主 木村 喜助[㊦]
買受人 ^(賣)「」
買主 早川万次郎[㊦]
吹拳
買受人 森 平三郎[㊦]

地所建物売渡証

上京区第廿八組東玉屋町五百六番地

一 宅地 拾九坪九合五勺

地価金 三円九拾九錢

右地所ニ有之

一 建物 貳棟

此建坪數 拾坪七合五勺

但右建物ニ附属スル造作釘打物其他悉皆有姿之俣

右売渡代金八拾五円也

右者是迄町中所有之處、今般其許殿江売渡し該代金前書之通り正ニ受取申候処確實也、然ル上者右地所・建物ニ対シ他ヨリ故障等毫毛無之候、為後日地所建物売渡証仍而如件

明治廿二年一月廿九日

上京区第廿八組東玉屋町
売主 町中持
右同町廿壹番戸
半井 万助
右同町十八番戸
加藤儀兵衛

右同町拾六番戸

梅村重郎兵衛^印

右同町拾三番戸

小西市兵衛

右同町拾貳番戸

浅井平兵衛

右同町拾壹番戸

部理代人 山村 善助

森平三郎殿

右者町中ヨリ森氏江依頼致仮買得スル

明治廿三年二月元直段ニテ小林氏へ売渡ス事

地所建物売証書

京都市上京区二條通烏丸西入東玉屋町五百六番地

一 宅地 拾九坪九合五勺

地価 金三円九拾九銭

右地処ニ在之

一 建物 貳棟 但シ造作附

建物ニ附随スル必要之物件ハ有姿ノ俣

地所代価 金四円也

建物代価 金九拾壹円也

合計 金九拾五円也

右者今般貴殿江書面代金ニテ正ニ売渡シ、其金額儘ニ受取候処
実正也、尤モ他ニ故障無之候條依テ地所建物売渡し証書如件

明治廿三年

京都市上京区二条通烏丸西入東玉屋町廿七番戸

売主 森 平三郎^印

売受人 梅村重郎兵衛^印

買主 小林元七殿

地所建物売渡証

京都市上京区二条通烏丸西入東玉屋町第五百五番地

一 宅地 四拾九坪五合九勺

地価金拾八円三拾五銭

右同地上ニ建設有之

一 建物 三棟

土蔵 壹ヶ所

此建坪数 貳拾九坪五合

木造瓦葺

但シ右建家ニ附属スル天井敷居鴨居庇床ノ

椽板井戸井筒総テ造作物不殘、其他釘打物一式
悉皆有姿ノ假

右壳渡 代金四百八拾円也

右之地所・建物トモ拙者所有之処、今般其許殿江壳渡之該代
金前書之通り正ニ受取申候処確實也、然ル上者右地所・建物
壳渡しニ付、親族縁者其他地境ノ故障等毫毛無之、自然彼是
申出候者在之候共、速ニ埒明ケ其許殿江聊御迷惑相懸ケ申間
敷候、為後日地所建壳渡証書依而如件

明治廿三年八月十二日

京都市上京区烏丸通二条下ル秋野之町十一番戸

売主 谷田アサ^印

京都市上京区室町通二條上ル冷泉町貳拾番戸

川口寅藏殿

家附品壳渡証

京都市二條通烏丸西入東玉屋町廿五番戸

一 疊建具其他都テ有姿ノ現在品不殘

但シ今般登記ニ係ル本紙証書之分除ク之外悉皆

右壳渡

代金 五拾円也

右之品々は迄拙者所有之処、今般其許殿江壳渡該代金前書之
通正ニ受取申候処確實也、最品々壳渡候ニ付、他より違乱ケ
間敷申者毫毛無之候、為後日家附品壳渡証書依テ如件

明治廿三年八月十二日

京都市上京区烏丸通二条下ル秋野ノ町拾壹番戸

売主 谷田 アサ^印

京都市上京区室町通二条上ル冷泉町廿番戸

川口寅藏殿

右之通町中立会帳切無滞相濟、依テ調印左之通り

壳渡人 谷田 アサ^印

売受人 同 喜助^印

買主 川口 寅藏^印

買受人 清水勝次郎^印

地所壳渡之扣

京都市上京区二條通烏丸西入東玉屋町五百貳番地并二五百四

番地、右式ヶ所建物有姿之假此般半井安兵衛江壳渡候也

明治廿四年十月三十日

売主 殿村長兵衛^印

地所建物売渡之扣

京都市上京区二條通烏丸西入東玉屋町四百九拾一番地、右地
所ニ在之建物有姿之俣、此般平岩市次郎方へ売渡候也

明治廿五年五月

売主 高谷 婦（兼印）

地所建家売渡シ書之扣

京都市上京区二條通兩替町西入東玉屋町四百九拾一番地

一 宅地三拾九坪三合八勺 所有主 平岩市次郎

地価金 拾四円五拾七銭也

一 建物 三棟 并ニ土蔵壹棟総テ附属品在姿俣、

右売渡之代金貳百八拾円也

右之通町中立会帳切無滞相濟、依テ調印左之通り

明治廿五年六月九日

売渡人 平岩市次郎（兼印）

買主 上羽 新七（印）

買受人 山村 善助（印）

吹拳人 森 平三郎

御届書

京都市二條通室町東入東玉屋町四百八拾貳番地

一 宅地 七坪四合七勺

此地価金 壹円四拾九銭

買代価金拾円也

右之通登記簿第四号ニ在之、前記之通園万次郎殿ヨリ今般拙
者方へ買受候間、此段御届奉申上候也

明治廿五年十月拾日

上京区二條通室町南入蛸薬師町第壹番戸平民

買主 高木 幸助

右之通町中立会帳切無滞相濟、依テ調印左ニ

買主 高木 幸助

吹拳人 森 平三郎

地所建物売渡証書

京都市上京区二條通兩替町西入東玉屋町四百八拾六番地

一 宅地 四拾壹坪八合五勺

此地価金 拾五円四拾八銭

右地所ニ建設在之

一 建物 貳棟

地所買得之扣

但シ從來より悉皆有姿之俵

此売価金 (書目) 一

右之地所・建物共拙者所在之處、今般前書之金額ヲ以テ貴殿へ悉皆売渡、代金正ニ受取申候処実正也、然ル上者右物件造作品ニ対シ、後日親族ハ勿論其他ヨリ聊故障等申出ル者一切無之ニ付、地所建物造作付売渡し証、為後日依テ如件

明治廿六年三月二日

売渡人 小谷忠兵衛

西村吉右衛門殿

右之通町中立会帳切無滞相濟候也

明治廿二年三月七日

売渡人 小谷忠兵衛[㊟]

買主 西村吉右衛門[㊟]

吹拳人 森 平三郎[㊟]

地所建物売渡し証之扣

一 京都市上京区二條通室町東江入東玉屋町四百八拾四番地

一 宅地 三拾九坪八勺

外 式坪式合三勺 悪水抜

右地ニアル

一 建物參棟 造作付

右売買代金四百円也

右拙者所有ノ物件、今般貴殿へ前記代金四百円也ヲ以売渡、該代金ハ正ニ請取申候、尤モ該物件ハ目下山村以代トナシタル外何等ノ權利ヲモ設定シタル事ナク、毫モ故障無之候、為後日売渡し証依テ如件

明治廿六年十月

京都市上京区室町二条上ル冷泉町廿一番戸内^二号

売主 喜代田アイ[㊟]

高木幸助殿

右之通町中立会帳切相濟候也

売主 喜代田アイ

買主 高木 幸助[㊟]

地所建物売渡し証

京都市上京区二條通烏丸西入東玉屋町五百式番地

一 宅地六拾四坪八合式勺

地価金式拾参円九拾八錢

外 二四合八勺 悪水抜

同市同区同町五百四番地

一 宅地八坪五合壹勺

地価金壹円七拾銭

右式ヶ所ニ有之

一 建物 五棟

但天井敷居鴨居庇床板椽側根石葛石井戸廻り表

裏戸締共、総テ造作有姿之俣

此売代金 壹千參拾五円也

右之地所・建物者拙者所有之處、今般其許殿江前記代価ヲ以

売渡、代金正ニ受取候処確實也、然ル上者向後其許殿御所有

可為者勿論、該地所・建物ニ対シ地境及親族其他之故障毫モ

無之、万一彼是苦情等申出候者在之候節者、拙者引受ケ埒明

致聊御迷惑相懸ケ申間敷候、為後日地所建物売渡証依テ如件

明治廿八年六月廿五日

京都市上京区二條通室町西江入大恩寺町三拾壹番戸

売渡人 半井安兵衛^(書)

百木伊之助殿

右之通町中立会帳切相濟候也

売主 半井安兵衛

買主 百木伊之助^(印)

地所建物売渡証

京都市上京区二條通烏丸西入東玉屋町四百九拾六番地

宅地四拾貳坪三合四勺、外ニ悪水抜八合六勺

同市同区兩替町通二條上ル北小路町百壹番地

宅地拾八坪八合八勺

右兩地ニ建設在之

建物 四棟

高塀延長 貳間

但シ造作天井庇敷居鴨居床板木椽板表裏戸締雨戸廻

リ戸袋根石葛石井戸井筒、其他釘付物不殘、庭樹庭

石畳建具悉皆在姿之俣

此売代金 七百七拾円也

右之地所・建物拙者所在之處、今般前記代価ヲ以其許殿ニ売

渡シ之代金正ニ受取申候処確實也、然ル上者向後其許殿御所

在可為者勿論、該地所・建物ニ対シ地境及親族其他之故障毫

モ無之、万一彼是苦情申出候者在之候得者、拙者埒明ケ聊御

迷惑相懸ケ申間敷候、為後日地所建物売渡証書依テ如件

明治廿九年二月廿四日

京都市上京区二條通烏丸西入東玉屋町拾八番戸

売渡人 加藤彦太郎^(書)

同町同戸

早川万次郎殿

右之通町中立会帳切相済候也

証人 加藤儀兵衛^(書印)

町副幹事 壱名

第三條 役員ハ町内一切ノ事務ヲ総理セシム

第四條 役員ノ任期ハ一ヶ年トシ、総会ノ席ニ於テ投票ヲ

以テ撰挙ス

一 撰挙ハ撰挙法ノ例ニ由ル

二 再撰スルモ妨ケナシ

第五條 集会ハ総会・臨時会ノ二種トス

総会ハ毎年一月是ヲ開ク

第六條 新年宴会ハ毎年一月是ヲ開ク

第七條 町総代ノ報酬ハ、当町内現任ノ家持ヨリ賦課出金ス

第八條 披露料ヲ定ムル、左ノ如シ

一 買得ノ際ハ 金五円

帳切餅

二 戸主譲リ替 金壹円

三 拾五歳以上ノ男女貰受ノ際ハ 壹円

四 男子及女子拾五歳未滿ヲ貰受ノ際 金五拾錢

五 戸主及戸主譲リ渡ノ後、還曆者及ヒ是ニ相当

ノ祝賀 金壹円

但シ、家族及附籍者等ニテ、還曆及是ニ相当

ノ祝賀ハ随意タルヘシ

二 「町」規約

^(表紙)「東玉屋町」

^(表紙)「明治廿八年十二月

東玉屋町々則

明治卅年十一月廿八日限廃ス」

東玉屋町々則

第一條 今般当町内町則ヲ定ムル事、左ノ如シ

第二條 役員三名ヲ置ク

町総代 壱名

町幹事 壱名

第九條 当町内ニ入営者在之ハ、町中相互ニ尽カスヘキ事

一 当町内入営者在之際者町中祝送スヘキ事

二 退営者ノ際町中歓迎ス可キ事

三 当組内ニ入営者在之際ハ、尚武義会会員三名

以上順次祝送スヘキ事

第拾條 町内ニ葬式在之際ハ、役員ヨリ報知候ニ付町中会

送可致事

若シ差支在之際ハ、其理由ヲ幹事江申出指揮ヲ受

クヘシ

第十一條 大祭祝日及神事等ハ、国旗及ヒ提灯ヲ差出シ点火

スヘシ、其他役員ヨリ通知在之際者同断之事

第十二條 町内大黒天ハ、十一月甲子之際役員三名ニテ祭ル事

一 地藏会ハ従前之通

二 御千度ハ役員是ヲ執計ヘキ事

第十三條 役員ヨリ急達函相廻リ候節者、速刻順達致ヘキ事

第十四條 総会及臨時惣会出席之際、報知時間ヨリ遅刻致

サル様、羽織着用前掛無用之事

第十五條 当町内江借宅者在之際ハ、役員ヘ申出指図ヲ受ク

ヘシ

第十六條 軍事及衛生余備費トシテ

家持壹ヶ月 金五錢

借宅者一ヶ月 金參錢

右壹ヶ年間蓄積可致事

一 蓄積金ハ町内出納方はヲ保管ス

二 該金ハ臨時総会之決議ニアラザレハ、是ヲ出

セス

第十七條 該町則ハ惣会及臨時総会之決議ヲ経ルニアラサレ

ハ、変更スル事ヲ得ス

第十八條 建儀修正其他臨時総会ヲ要スル時ハ、五名以上ノ

連印ヲ以テ役員江請求スヘシ

第十九條 暑氣又ハ大風等之際ハ、役員ヨリ水札ヲ相廻シ候

ニ付、速時順達散水可致、其他充分塵芥之發セサ

ル様各自注意スヘシ

第二十條 不得止事故ニテ出席等難致際ハ、其理由ヲ役員ヘ

申出、其指揮ヲ受ヘシ

第二十一條 総テ町則ニ違背シタル者者、違約金ヲ差出ス者トス

一 第九條ニ違反シタル者 金五拾錢

二 第九條第一及第二ニ違反シタル者

金三拾錢

三 第九條第三及第十條・第十四條ニ違反シタル者

金貳拾錢

收（マカ）セ（マカ）ス

四 第十一条・第十二条・第十三条及十九條ニ違

反シタル者

其一項 夜警費ハ此限ニアラズ

其二項 天災・其他臨時必要ノ件ノ出来シタル場

合モ亦此限ニアラズ

金拾錢

右之通確定致候上ハ、町中相互ニ懇親ヲ守トシ、決シテ違背

致間敷、依テ調印致候也

第三條 掛屋敷及ヒ地所々有者ハ其番地ヲ異ニスルニ從

ヒ、不勤料半季間金五拾錢ヲ徴収ス

明治廿八年十二月

川口虎造

但シ番地ヲ異ニスルモ跨リ建設シアル者ハ、其半

額金貳拾五錢ヲ徴収ス

(以下二六名略)

第四條 共有金ヨリ生スル利子ハ町費ニ當ツルタメ分配セズ

第五條 共有金ハ三井銀行ヘ定期預トシ、撰拳ヲ以テ預ケ

名儀人ヲ定メ、当撰者ノ実印ヲ以押印スヘシ、其

ノ名儀人ヲ二名ト定ム、二名ヨリ証明書ヲ差出ス

ベシ

(表紙)
一 東玉屋町別則及

經費予算案

明治卅二年二月廢ス

明治三十年七月左ノ件々協議之上議決候也

三十年七月三日

經費予算案

總代 浅井平兵衛

収入ノ部

金拾參円九拾錢

内訳

第一條 当町六月、拾二月両度計算ニ際シ、地価割ヲ以テ

分課徴収法ヲ廢止ス

金九円 利子(金百五拾円ニ対スル年六歩)

第二條 掛屋敷并ニ地所々有ニ対シ、不勤料ノ他ハ一切徴

金四円九拾錢 戸数割(壹戸ニ付半季間拾錢)

収出ノ部

金拾三円九拾銭

内訳

六円五拾銭 前半季間経費

内 壹円廿六銭 夜警補助費

貳円 慰労宴会補助費

壹円 帳簿検査下調査費

參拾銭 神事人足費

五拾銭 席料

六拾銭 小学校小使遣祝儀

七拾四銭 諸雑費

金七円四拾銭 後半季間経費

内 壹円廿六銭 夜警補助費

三円 地藏会・大黒天祭費

壹円 両社御千度神饌料其他雑費

五拾銭 席料

六拾銭 小学校小使遣祝儀

壹円四拾銭 諸雑費

計算簿ニ対スル予算

収入ノ部

金拾四円五拾銭

内訳

金拾三円五拾銭 不動産(拾三口半、一口五拾銭)

金壹円 席料(半季間五拾銭)

収出ノ部

金拾四円五拾銭

内訳

金壹円五拾銭 新年宴会補助

金壹円五拾銭 半季予算調査費

金壹円五拾銭 両社御千度補助

金拾円 残額

証明書

一 額面金壹百五拾円

三井銀行定期預ケ証第(空)一〇号

右定期預ケ金、拙者等両名ノ名義ヲ以テ東玉屋町共有金ヲ該銀行ヘ明治卅年七月三日ヨリ翌卅一年七月二日迄、壹ケ年定期預ケトナシタル処確實也、右金返満ノ期限ハ、定期預ケ証ノ満期ト共ニ東玉屋町別則第五条ノ定ムル所ニ從ヒ、次ギ被

撰挙者へ相渡可申決シテ異議ノ申立致間敷候、依而為後日証
明書ヲ差入如件

上京第廿三連合東玉屋町同組合設置規約

第一條 本組合ハ明治三十年十月、京都市論達第四十五号

ニ基キ、二條通烏丸西入東玉屋町一円ヲ以テ区域
トシ、上京第廿三連合東玉屋町同組合ト称ス

第二條 本組合ハ区域内ニ一戸ヲ構フル住民及住民ニ非ラ

サルモ区域内ニ不動産ヲ所有スル者ヲ以テ組織
シ、組合内ニ係ル諸般ノ行政事務ニ関シ公私ノ利
便ヲ増進シ、且隣保團結ノ情誼ヲ守リ、各自相互
ニ警戒扶持スルヲ以テ目的トス

第三條 本組合ハ第二條ノ事務ヲ掌理スル為メ、組合員ノ

互選ヲ以テ組合長一名ヲ置キ、且其臨時代理者一
名ヲ予選シ、組合長疾病事故アルトキハ其事務ヲ
代理ス

第四條 組合長ノ任期ヲ半ケ年トシ、其当選及交迭ハ、直

チニ聯合公同組合幹事ヲ經テ所管区役所へ申報ス
ルモノトス

第五條 本組合ハ、組合内ニ関スル重要ノ事件・経費ノ負

担方法及経費ノ收入支出ヲ評決スル為メ、組合員
集会ヲ設ク、其組合一般ノ利害ニ係ラサル事件ハ、
關係組合員ノミノ評議ニ附ス

但、女子又ハ幼年戸主并ニ居住者ニ非ラサル組合
員ハ、相当ノ代理者ヲ出席セシムルコトヲ得

第六條 組合集会ハ、組合長ヨリ前以テ各戸ニ通知スルモ
ノトス

第七條 組合集会ハ、多数ニ依リ之レヲ決ス

第八條 本組合員ニシテ、組合内ニ所有スル不動産ヲ組合
員外ニ売却讓与交換又ハ貸与セントスルトキハ、
其取得者又ハ借主ハ本組合ニ加入スヘキコトヲ予
約為サシメ、其取得者又ハ借主ハ本規約ニ加入ノ
年月日及署名捺印スルモノトス

第九條 本組合ハ他ノ組合ト氣脈ヲ通シ事務ノ整理統一ヲ
期スル為メ、上京第廿三連合公同組合ニ会同シ、
其評決ヲ遵行シ、且経費ヲ分担スルモノトス

第十條 本組合ニ関スル経費ノ収支決算ハ、毎曆年度後一

ヶ月以内ニ組合員ニ報告シ、同時ニ連合公同組合
幹事ヲ經テ、所管区役所へ申報スルモノトス

第十一條 此規約ヲ締結シタルトキ、及将来此規約ヲ改正加

除スルトキハ、所管区役所ノ承認ヲ承ルモノトス
右本組合設置ノ規約ヲ締結シ、組合員一同茲ニ連署捺印スル
モノナリ

第四條 本組合内ニ不動産ヲ所有スル者ヲ以テ協議員トス
第五條 集会ヲ分テ定期總會・臨時總會・協議員会ノ三種
トス

但、本規約ハ上京区役所ノ承認ヲ経テ、本組合ニ保存スルモ
ノナリ

定期總會ハ毎年一月是ヲ開ク
臨時總會ハ臨時是ヲ開ク

明治三十年十一月廿九日

協議員会ハ協議ヲ要スル場合はヲ開ク

庶乙ノ二〇第一五七号

協議員中互撰ヲ以常置員二名ヲ置

上京第廿三連合東玉屋町公同組合員

第六條

組合長 山村善助

第七條

(以下三八名略)

^(條書)「〇〇會計ヲ司ル」

第八條

常置員ノ任期ハ一ヶ年トシ、毎年定期總會ニ於テ
撰挙ス、但シ再撰スル事ヲ得ス

^(條書)「明治三十拾年十二月

上京区第貳拾三連合東玉屋町公同組合細則

第九條

集会組合長及常置員ノ内便宜其一名ヲ會長トス、
集会ハ拾名以上ノ出席者ヲ得テ開會ス

明治卅二年三月卅一日限り廃止ス」

上京区第廿三連合東玉屋町公同組合細則

第十條

協議員ノ資格ヲ有スル者ニシテ左ニ列記スルモノ
ハ、不動産トシテ半ヶ年金五拾錢ヲ差出ス者トス

第一條 本規約第三條ノ組合長及組合長臨時代理者ハ、組
合内ニ不動産ヲ所有シ、且居住スル者ニシテ丁年

以上ノ男子ニ限ル

其一項 本細則第一條之資格ヲ有セサル者

第二條 組合長ハ衛生組長ヲ兼務セシム

其二項 本組合内ニ居住スルモ、自己ノ居住ニア
ラサル地所一ヶ所毎

第三條 本組合内ニ協議員ヲ置キ、重要ノ事件及ヒ經費ノ

第十一條

本細則第一條ニ該当スルモ、疾病若クハ事故ノ為

メ勤務ナラサル者ハ其旨組合長ニ具申スヘシ、組合長是ヲ集会ニ計承認シタルトキハ、本細則第拾条ヲ適用ス

第拾貳條

集会ハ統テ通達時間ヨリ遅刻スヘカラス

第十三條

本規約第八條ノ場合ニハ、組合長ノ指揮ヲ受クヘシ

但シ組合長ハ火工場及煙突ヲ使用スル業務者ニ限り總會ニ附スベシ

第十四條

組合長ヨリ通達ヲ受タル場合ニ於テ、不止得ル事故ニテ出席等難致際、其理由ヲ組合長ニ具申シ指揮ヲ受クヘシ

第十五條

組合員五名以上ノ連印ヲ以組合長疾病事故アル際、常置員ニ臨時總會ヲ請求スル事得

但シ組合長此場合ニ於テハ、請求ノ日ヨリ一週間以内ニ此レヲ開ク

第十六條

建議修正ハ、三名以上ノ賛成ヲ得テ議題トシ、是ヲ評議スルモノトス

第十七條

本規約及ヒ細則ハ、各總會ノ決議ヲ経ルニアラサレバ、変更スル事ヲ得ズ

第十八條

組合内火難盜難ヲ警戒ノ為夜警ヲ置ク

第十九條

大祭祝日ハ国旗森明一及ヒ提灯森明ヲ差出ス「一点火ス」

ベシ、其他組合長ヨリ通知アル際モ亦同ジ

第貳拾條

本組合内ニ入退業者アル際ハ、組合員相互ニ祝送

歓迎スル事

第廿一條

連合公同組合内ニ入業者アル際ハ、本組合内ニ居住スル赤十字社正社員・尚武義会特別會員三名抽籤ヲ以テ祝送ス

但シ当籤者ニシテ事故アルトキハ、其旨組合長ニ具申シ指揮ヲ受クヘシ

新年宴会ハ毎年一月是ヲ開ク

第廿二條

氏神両社御千度ハ、毎年拾月拾五日以前ニ執行シ、組合長是ヲ斡旋ス

第廿三條

暑氣又ハ大風等ノ際、組合長ヨリ水札ヲ廻スベク

第廿四條

二付、速時順達シ直ニ散水スヘク、且其他充分塵芥ノ散乱セサル様各自注意スヘシ

本組合内ニ不幸アル際ハ、其該家ヨリ組合長ニ届

第廿五條

出スベシ、組合長ハ是ヲ組合員ヘ通知ス

但シ右通知ヲ受、事故アル際ハ組合長ニ具申シ指揮ヲ受クヘシ

右之通組合規約細則ヲ締結シ、組合員一同茲ニ連署捺印スル者也

明治三十拾年十二月

川口寅藏

(以下三一名略)

金壹円

但家族及附籍者等ニテ還曆及是ニ相当ノ祝賀

ハ随意タルヘシ

一 明治三十拾年十二月
東玉屋町内規

明治卅〇年三月卅〇「一」

東玉屋町内規

第一条 火元取締法、明治卅年五月三十日契約書ニ依、組

合長及常置員之ヲ執行ス

第五条 本細則第十二条ノ場合ニハ、通達時間之三拾分間

ヲ猶予シ、当遅刻スル者ハ第七条ノ五項ヲ適用ス

第二条 組合ニ関スル左記別途費用ハ、総会之決議ニ依リ

之ヲ定ム

第六条 組合長及常置員ニ於テ、各自其権内ノ職務ニ勤行

セサルトキ、又ハ其権限以外ニ亘リタルトキ

一 新年宴会費

ハ、(遺贈ノ之) 遺贈料トシテ第七条ノ四項ヲ適用ス

一 地藏会費

総テ本組合規約并ニ細則「及内規」ニ違反シタル

一 大黒天祭費

者ハ、違約金トシテ左ノ各項ニ依リ差出スモノトス

一 御千度費

一 細則第廿條ニ該当スルモノ 金卅銭

一 造り物費

二 細則第廿五条ニ該当スルモノ 金貳拾銭

第三条 披露料ヲ定ムル左之如シ

一 地所家屋買得ノ際ハ、金五円并ニ帳切餅

二 戸主譲り替、金壹円

三 細則第拾九条・廿四条ニ該当スル者 金拾銭

四 内規第六条ニ該当スル者 金五拾銭
五 内規第四条・第五条ニ該当スル者 金拾銭

右之通本町内規ヲ締結シ、茲ニ連署捺印スルモノ也

明治三十拾年十二月

川口虎藏

(他二十五名略)

第七條 常置員ハ其任期ヲ壹ケ年トシ、毎年定期總會ニ於

テ之レヲ撰挙ス

但シ再撰スルヲ得ズ

第八條 常置員ハ組合長ヲ補佐シ、特ニ會計ヲ処理ス、又

組合長疾病事故アルトキハ之レヲ代理ス

第九條 集會ハ組合員ノ内便宜一名ヲ會長トス、集會ハ拾

名以上ノ出席者ヲ得テ開會ス

第十條 集會席ハ、細則第一條之資格ヲ有スル者ノ家屋ヲ

以テ順次之レニ充ツモノトス

但シ役員及細則第十三條ニ該當スルモノハ之レヲ

除ク

第十一條 組合長及常置員ニ於テ、各自其權限内ノ職務ヲ勵

行セザルトキ、又ハ其權限以外ニ亘リタルトキ

ハ罰則ヲ受罰料トシテ細則第三十二條ノ第四項ヲ適用ス

第十條 協議員ノ資格ヲ有スル者ニシテ左ニ列記スルモノ

ハ、不勤料トシテ半ケ年金五拾錢ヲ差出ス者トス

一 細則第一條之資格ヲ有セザル者

二 本組合内ニ居住スルモ、自己ノ住居ニ有ラザ

ル地所一ヶ所毎

第十條 細則第一條之資格ヲ有スルモ、疾病若クハ事故ノ

式法帳と「町」規約—京都二條烏丸東玉屋町 銅駝會文書所収史料—(奥田以在)

為メ勤務ナラザル者ハ、其旨組合長ニ具申スベシ、
組合長ハ是レヲ集會ニ計リ、承認シタル時ハ細則
第拾二条ヲ適用ス

第拾四條

組合ニ開スル左記別途費用ハ、總會之決議ニ依リ
之レヲ定ム

- 一 新年宴会費
- 一 地藏會費
- 一 大黒天祭費
- 一 御千度費
- 一 造り物費
- 一 町席借入諸經費

第拾五條

地所・家屋買得ノ際、及戸主讓替・男女貰受・還
曆其他是等相当祝賀ノ披露及披露料ハ、随意タル
ベシ、但シ披露料ヲ受ケタル際ハ、組合長ノ執計
ヲ以テ、扇子一對ヲ呈スモノトス、且ツ此披露料
ハ新年宴会費又ハ御千度費ノ内ハ特ニ之レヲ支出
スルモノトス

第拾六條

集會ハ総テ通達時間ヨリ遅刻スベカラズ
第拾七條 組合長及常置員ヨリ急達箱廻付之際ハ、速時順達
スベキ事

第拾八條

本規約第八条之場合ニハ、組合長ノ指揮ヲ受クベシ
但シ組合長ハ本条之場合ニ於テ、本組合内ニアル
不動産ヲ新ニ讓受、又ハ借受者ニシテ第八條之手
続キヲ拒マル、際、及火工場又ハ煙突ヲ使用スル
業務者ニ限り、臨時總會ニ附シ之レヲ処理ス

第拾九條

発火シ易キ物品ハ納屋及小屋等ノ住居セザル場所
ニ藏置スベカラズ、必ズ我居住内ニ入置クベシ、
若シ我住居内ニ入置ク能ワズシテ、納屋又ハ小屋
等ニ藏置セントスルトキハ、煉火石或ハ石造等堅
固ナル築造ヲナシ、充分火ニ堪ユル構造ヲナシタ
ル場合ニ限ル

第廿條

燃料其他火ノ付キ易キ物品ハ、充分注意シ、且ツ
夜間ハ必ズ家外ニ積置ベカラズ
組合長ヨリ通達ヲ受タル場合ニ於テ、不止得ル事
故ニテ出席ナラザル際者、其理由ヲ組合長ニ具申
シ指揮ヲ受クベシ

第廿一條

組合員ハ五名以上ノ連印ヲ得テ、組合長又ハ常置
員ニ臨時總會ヲ請求スル事ヲ得
但シ組合長及常置員ハ、此場合ニ於テハ請求ノ日
ヨリ一週間以内ニ此レヲ開クモノトス

第廿二條 建議修正ハ、三名以上ノ賛成ヲ得テ議題トシ、是

レヲ評議ス

第廿三條 本規約及細則ハ、總會ノ決議ヲ經ルニアラザレバ、

変更スルヲ得ズ

第廿四條 組合内火難盜難ヲ警戒ノ為メ夜警ヲ置ク

第廿五條 大祭祝日ハ国旗ヲ差出スベシ、其他組合長ヨリ臨

時通知アル際モ亦同ジ

第廿六條 本組合内ニ入退業者アルトキハ、組合員相互ニ祝

送^{マツ}觀迎スル事

第廿七條 新年宴会ハ毎年一月之レヲ開ク

第廿八條 氏神兩社御千度ハ毎年拾月十五日以前ニ執行シ、

組合長之レヲ斡旋ス

第廿九條 暑氣又ハ大風ノ際ハ、組合長ヨリ水札ヲ廻達スベ

キニ付、速時順達シ直ニ散水スベシ、且ツ其他充

分塵芥之散乱セザル様各自注意スベシ

第三十條 本組合内居住ノ組合員ニシテ、其家族ニ異動ヲ生

ジタルトキハ、直ニ其旨組合長ニ届出ベシ

第三十一條 本組合内ニ不幸アル際ハ、組合長又ハ常置員ヨリ

通知スベクニ付、組合員ハ必ズ会葬スベキ事

但シ通知ヲ受クルモ不止得ル事故ノ為メ会葬ナシ

難キ場合ハ、組合長又ハ常置員ニ其旨具申シ指揮
ヲ受クベシ

第三十二條 本組合規約及細則中、左ノ各項ニ違反シタル者ハ

違約金トシテ直ニ之レヲ差出スベキモノトス

一 細則第二十六條ニ反キタルトキ 金參拾錢

二 細則第三十一條ニ反キタルトキ 金貳拾錢

三 細則第十六條・第十七條・第二十條・第二十

五條・第二十九條ニ反キタルトキ 金拾錢

四 細則第十一條ヲ怠リタルトキ 金五拾錢

第三十三條 細則第拾九條ニ反キタルトキハ

臨時總會ヲ開キ其議決ヲ以テ処置ヲ行フ

附則

此細則ハ明治三十式年四月一日ヨリ実施ス

但シ明治三十年七月決議ノ別則及同卅年十二月締結ノ組合

規約細則及内規ハ、明治三十式年三月三十一日限り廢止ス

右之通り組合規約細則ヲ締結シ、組合員一同茲ニ連署捺印ス

ル者也

明治三十二年三月

^{表題}

一 上京区第廿三連合

東玉屋町合同組合規約細則写^一

上京区第廿三連合東玉屋町合同組合規約細則

第一條 本規約第三条ノ組合長ノ資格ハ、本組合内ニ居住

スル者ニシテ成年以上ノ男子ニ限ル

第二條 本組合内ニ協議員ヲ置キ、重要ノ事件及ビ經費ノ

負担方法且ツ經費收入支出ヲ評議セシム

第三條 本組合内ニ不動産ヲ所有スル者ヲ以テ協議員トス

第四條 集会ヲ分テ定期總會・臨時總會・協議員会ノ三種

トス

定期總會ハ毎年一月十二月ノ式回之レヲ開ク

臨時總會ハ臨時之レヲ開ク

協議員会ハ協議ヲ要スル場合之ヲ開ク

第五條 協議員中ヨリ互撰ヲ以テ常務員二名ヲ置ク

第六條 組合長及ビ常務員ハ其任期ヲ一ヶ年トシ、毎年十

二月ノ定期總會ニ於テ之レヲ撰挙ス

但シ再撰スル事ヲ得ス

第七條 常務員ハ組合長ヲ補佐シ、特ニ會計ヲ処理シ、又

組合長疾病事故アルトキハ之ヲ代理ス

第八條 集会ハ組合員ノ内便宜其一人名ヲ會長トス

集会ハ拾名以上ノ出席者ヲ得テ開会シ、且ツ議事

ハ會議法ニ依ル

^{編註}明治三十九年十二月十一日總會ノ決議ニヨリ第九條ヲ

張紙ノ通り訂正ス^一

第九條 集会席ハ業業俱樂部ヲ以テ之ニ充ツ

但シ合同組合長衛生組長常務員ノ居宅ハ之ヲ除ク

第十條 集会ハ総テ通達時間ヨリ遅刻ス可カラズ

第十一條 組合長及ビ常務員ヨリ急達箱廻附之際ハ即時順達

ス可キ事

第十一條 組合長及ビ常務員ニ於テ、各自其職務ヲ励行セザ

ル時又ハ、譴責トシテ細則第廿七條ノ第三項ヲ適

用ス

第十條 協議員ノ資格ヲ有スル者ニシテ左ニ列記スル者

ハ、不動産トシテ半ヶ年金五拾錢ヲ差出スモノト

ス

一 細則第一条之資格ヲ有セザル者

二 本組合内ニ居住スルモ、自己ノ住居ニ非ル地

所一ヶ所毎

第十四條

細則第一条之資格ヲ有スルモ、疾病若シクハ事故

ノ為メ勤務シ得ザル者ハ、其旨組合長へ具申ス可

シ、組合長ハ總會ニ計リ之ヲ処断スルモノトス

第拾五条 組合ニ関スル左記別途費用ハ總會之決議ニ依リ之

レヲ定ム

一 新年宴会費

一 地藏會費

一 大黒天祭費

一 御千度費

一 造り物費

一 神事費

第拾六条

地所・家屋買得ノ際及ビ戸主讓替・男女貰受・還曆其他是等相当祝賀ノ披露及ビ披露料ハ、随意タル可シ

但シ披露料ヲ受ケタル際ハ、組合長ハ之ニ対シ扇子一對ヲ一週間以内ニ呈スルモノトス、且ツ此披露料ハ新年宴会又ハ御千度費ノ内ヘ特ニ之レヲ支出スルモノトス

第拾七条

本規約第八條ノ場合ニハ、組合長ノ指揮ヲ受ク可シ但シ組合長ハ本條ノ場合ニ於テ本組合内ニアル不動産ヲ新ニ讓受又ハ借受者ニシテ第八條ノ手續キヲ拒マル、際、及ビ火工場又ハ煙突ヲ使用スル業務者ニ限り臨時總會ニ附シ之レヲ処理ス

第拾八条

発火シ易キ物品ハ、納屋又ハ小屋等ノ住居セザル場所ニ藏置スベカラズ、必ズ我居住内ニ入置クベシ、若シ我居住内ニ入置ク能ワズシテ、納屋又ハ小屋等ニ藏置セントスル時ハ、相当堅固ナル築造ヲナシ、充分火ニ堪ユル様注意ス可シ、且ツ相当ナル防火装置ヲ準備ス可キモノトス

燃料其他火ノ付キ易キ物品ハ充分注意シ、且ツ夜間ハ必ズ家屋外ニ積置クベカラズ

第拾九条

組合長ヨリ集會ノ通達ヲ受ケタル場合ニ於テ、止ムヲ得ザル事故ニテ出席スルヲ得ザル際ハ、其事由ヲ組合長ニ具申シ指揮ヲ受クベシ

第拾拾条

組合員ハ五名以上ノ連署ヲ以テ、組合長又ハ常務員ニ臨時總會ヲ請求スル事ヲ得但シ組合長及ビ常務員ハ、此場合ニ於テ請求ノ日ヨリ一週間以内ニ開クモノトス

第拾一条

本規約及ビ細則ハ、總會ノ決議ヲ経ルニ非ザレバ変更スルヲ得ズ

第拾二条

大祭祝日ハ国旗ヲ揚ク可シ、其他組合長ヨリ通知アル際モ亦同ジ

第拾三条

新年宴会ハ毎年一月之レヲ開ク

第廿四条 氏神兩社御千度ハ、毎年拾月拾五日迄ニ執行シ、組合長之レヲ斡旋ス

第廿五条 本組合内居住ノ組合員及ビ其家族ニ異動ヲ生ジタル時ハ、直ニ其旨組合長ニ届出ツ可シ

第廿六条 本組合内居住ノ組合員及ビ其家族ニ不幸アル際ハ、組合長又ハ常務員ヨリ通知ス、此場合ニ於テハ組合員ハ必ず会葬ス可キ事

但シ通知ヲ受タルモ不得止ル事故ノ為メ会葬ナシ難キ場合ニハ、組合長又ハ常務員ニ其旨具申シ指揮ヲ受ク可シ

第廿七条 本組合規約細則中左ノ各項ニ違背シタル者ハ、違

約金トシテ之ヲ差出スベキモノトス

一 細則第廿六条ニ背キタルトキ 金貳拾銭

二 細則第拾条・第拾壹条・第十九条・第廿二条

ニ背キタルトキ 金拾銭

三 細則第十二条ヲ怠リタルトキ 金五拾銭

第廿八条 細則第廿七条ノ規定ノ他、正当ノ事由ナクシテ本

組合員ノ義務ヲ果サ、ル場合及ビ細則第十八条ニ背キタル時ハ、總會決議ニ依リ之レヲ処断ス

附則

此細則ハ明治卅五年一月一日ヨリ施行ス
但シ明治三十二年三月締結ノ本組合規約細則ハ、明治三十四年十二月卅一日限り廃止ス
連合衛生組合規約細則ハ別ニ之ヲ締結ス

(表紙)
一 上京第二十三連合

東玉屋町共同組合規約

上京第二十三連合東玉屋町共同組合規約

第一章 名称

第一條 本組合ハ上京第二十三連合東玉屋町共同組合ト称ス

第二章 組織

第二條 本組合ハ明治三十年十月京都市諭達第四十五号ニ

基キ、二条通り烏丸西入東玉屋町一円ヲ以テ区域

トス

第三條 本組合ハ区域内ニ一戸ヲ構フル住民、及ビ住民ニ

非ラザルモ区域内ニ不動産ヲ所有スル者ヲ以テ組

織ス

第三章 目的

第四條 本組合ハ組合内ニ係ル諸般ノ行政事務ニ関シ、公

私ノ利便ヲ図リ隣保團結ノ情誼ヲ守リ、兼テ相互

ノ利益ヲ増進スルヲ以テ目的トス

第四章 役員

第五條 本組合ニ左ノ役員ヲ置キ、其任期ハ一ケ年トシ、

毎年三月定期総会ニ於テ之ヲ選舉ス

但シ満期再選スルヲ得ズ

組合長一名・副組合長一名・幹事一名

第六條 組合長ハ組合ヲ代表シ、組合一切ノ事務ヲ統理ス、

副組合長ハ組合長ヲ補佐シ、組合長事故アルトキハ之ヲ代理シ、幹事ハ組合ノ會計事務ヲ掌理スルモノトス

第七條 組合長ノ當選及ビ交迭ハ、直チニ連合合同組合幹

事ヲ經テ、所管区役所エ報告スルモノトス

第五章 集会

第八條 集会ハ定期總會・臨時總會・役員会ノ三種トス

第九條 集会ハ組合長之レヲ招集シ、總會ハ組合員十名以

上ノ出席ヲ以テ開会シ、多数ニヨリ議決スルモノトス

期

第十條 定第總會ハ毎年三月之レヲ開キ、前年度ノ収支決

算ヲ報告シ、且ツ重要ノ事項及ビ經費収支予算及

負擔方法ヲ議決スルモノトス

第十一條 臨時總會及ビ役員会ハ、其必要ニ応ジ臨時開会ス

ルモノトス

第六章 會計及其他

第十二條 本組合ノ會計年度ハ、毎年四月一日ニ始マリ翌年

三月三十一日ヲ以テ終ル

第十三條 組合員ハ本組合ノ經費ヲ負擔スルモノトス、組合

員組合ヲ脱退シタル時ハ未納經費ハ一時ニ之レヲ徵收シ、既納經費ハ之レヲ還付セズ

第十四條 本組合ハ他ノ組合ト氣脈ヲ通ジ連絡ヲ計ル為メ、

聯合組合ヲ組織シ其評決ヲ遵守シ、且ツ其經費ヲ分担スルモノトス

第十五條 本組合員ニシテ組合内ニ所有スル不動産ヲ、組合

員外ニ売却讓与交換又ハ貸与スルトキハ、其旨組合長ニ届出ラルベシ

第十六條 本規約ハ組合員三分ノ二以上ノ出席セル總會ニ於

テ議決スルニアラザレバ、之レヲ變更スルコトヲ得ズ

右本規約ハ明治三十四年十二月二十六日締結シタル規約ヲ改

正シ、茲ニ組合員一同署名捺印スルモノナリ

但シ本規約ハ上京区役所承認ヲ經テ本組合ニ保存スルモノナリ

大正十二年三月

上京区第廿參連合東玉屋町公同組合規約細則

第一條 本規約第五條ノ組合長ノ資格ハ、本組合内ニ居住

スル者ニシテ成年以上ノ男子ニ限ル

第二條 集会ハ総テ通達時間ヨリ遅刻スベカラズ

第三條 組合長ヨリ急達箱廻附ノ際ハ、即時順達スルモノ

トス

第四條 細則第一條ノ資格ヲ有スル者ニシテ、疾病若シク

バ止ムヲ得サル事故ノ為勤務シ得サルモノハ、其

旨組合長ニ具申スヘシ、組合長ハ總會ニ計リ之ヲ

処断スルモノトス

第五條 組合ニ関スル左記別途費用ハ總會ノ決議ニ依リ之

レヲ定ム

一、新年宴会費

一、地藏會費

一、大黒天祭費

一、御千度費

一、造り物費

一、神事費

第六條 地所・家屋買得ノ際、及戸主讓替・男女貴受・還

曆等其他祝賀ノ披露又ハ披露料ハ、随意タルベシ

前項ノ披露ヲ受ケタル際ハ、組合長ハ是ニ對シ扇

子尅對ヲ尅週間以内ニ呈スルモノトス

但シ此披露料ハ新年宴会費又ハ御千度費中江支出

スルモノトス

第七條 組合長ヨリ集会ノ通知ヲ受タル場合ニ於テ、止ム

ヲ得サル事故ニテ出席スルヲ得サル際ハ、組合長

ニ届出ズヘシ

第八條 組合員ハ五名以上ノ連署ヲ以テ組合長ニ臨時總會

ヲ請求スルコトヲ得、組合長ハ右請求ヲ受ケタル

日ヨリ尅週間以内ニ於テ之ヲ開クモノトス

第九條 大祭祝日ハ国旗ヲ揚グ可シ、其他組合長ヨリ通知

アル際モ亦同シ

第十條 新年宴会ハ毎年尅月之ヲ開ク

第十一條 本組合ハ左之祭事ヲ執行スルモノトス

一、地藏會 八月二十二・三之兩日

一、大黒天祭 拾一月

一、八坂神社、下御靈神社、両社御千度、拾一月

第拾貳條

発火シ易キ物品ヲ貯蔵又ハ取扱ヲナスモノハ特ニ注意ヲナシ、近隣ニ対シ危険ノ惧レナキ様適當ノ方法ヲ取ルヘキモノトス

第拾參條

本組合区域内ニ居住ノ組合員及其家族ニ異動ヲ生シタル時ハ、直ニ其旨組合長ニ届出ベシ

第拾四條

本組合区域内ニ居住スル組合員及其家族ニ不幸アル際ハ、其届出ニ依リ組合長ヨリ通知ス、此場合ニ於テ組合員ハ会葬スルモノトス

第拾五條

本組合員及其家族ノ入退宮者アルトキハ、左ノ各項ニ依ルモノトス

(一) 入退宮ノ場合ハ当日各戸国旗ヲ掲揚シ祝意ヲ表ス

(二) 入宮ノ際ハ組合ヨリ餞別料トシテ金壹円ヲ贈呈ス

(三) 入宮ノ際當家処定ノ場所迄見送ルモノトシ、役員ノ指示ニ応スベシ

(四) 入宮ノ際ハ各自ノ餞別品ノ贈呈ヲ廢止ス

(五) 入退宮ノ當家ハ何等饗応及ビ記念品等ヲ贈呈セサル事

(六) 戦時ノ場合ハ右規定ニ依ラズ別ニ是ヲ協議

スルモノトス

第拾六條 役員ニハ相当ノ報酬ヲ為スコトアルヘシ

第拾七條 組合員ニシテ本組合ノ名譽ヲ毀損ス行爲ヲナシ、

又ハ組合員ノ義務ヲ果サ、ル場合ハ、總會ノ決議ニ依リ之ヲ処断スルモノトス

第拾八條

本細則ハ組合員三分ノ二以上ノ出席セル總會ニ於テ議決スルニアラザレバ、之ヲ變更スル事ヲ得ス

附則

一、本細則ハ大正拾貳年四月壹日ヨリ施行ス

但シ明治參拾四年拾貳月一日締結シタル本組合規約細則ハ、大正拾貳年參月參拾壹日限り廢止ス

右細則ヲ締結シ之ヲ遵守スル為、組合員一同茲ニ署名捺印スルモノ也

大正拾貳年參月